

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年2月26日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成28年3月14日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、配送ドライバーとして勤務していた。
- 2 請求人は、平成28年3月15日、トラックの荷台の横扉から降りようとした際、ステップを踏み外して転落し負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、C医療機関を受診し、「右大腿骨転子部骨折」と診断され、療養の結果、平成29年3月31日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月18日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超えるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の身体障害申立書の内容を踏まえると、請求人に残存する障害として検討すべきは、①右下肢の機能障害、②同部位の神経症状であることから、以下検討する。

ア 右下肢の機能障害

D医師は、平成29年12月25日付け診断書において、請求人の股関節の運動範囲について、「右屈曲95度・伸展0度、左屈曲120度・伸展0度、右外転30度・内転10度、左外転40度・内転15度」と記載している。したがって、右股関節の可動域は、健側である左股関節の可動域角度の4分の3以下に制限されていると認められ、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」（障害等級第12級の7）に該当する可能性がある。

一方、E医師は、平成30年2月22日付け意見書において、請求人の右股関節の可動域について、「左右とも屈曲50度・伸展0度、外転50度・内転15度」としている。労災医員であるE医師は、一般の医師よりも労災保険の障害認定制度に精通しており、知識・経験が豊富であると考えられることから、決定書に説示のとおり、E医師の認定結果を採用し、障害等級には該当しないと判断する。

イ 右下肢の神経症状

D医師は、平成29年12月25日付け診断書において、請求人の自覚症状の訴えとして、「右大腿部の痛み、しびれ」としている。

E医師は、平成30年2月22日付け意見書において、請求人の障害の程度として、「右股関節～大腿部に疼痛が残存していた。受傷部位の疼痛であり、その程度は「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当した。」としている。

請求人に残存する疼痛については、請求人提出の「身体障害申立書」を踏まえても、決定書に説示のとおり、E医師の意見が妥当なものと判断する。

ウ なお、請求人が身体障害申立書において主張する右足首の腫れについては、決定書に説示するとおり、本件災害との相当因果関係は認められない。

エ 以上から、請求人に残存する障害は、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当するものと判断する。したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものということはいできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年5月22日